

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 柿ノ木町蒲生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
越谷市蒲生本町三六番三地先から 同市蒲生本町三六番五地先まで	越谷市蒲生本町三六番八地先から 同市蒲生本町三六番二地先まで	区 間
二二・六八〇 二三・八五	二〇・〇一〇 二〇・五四	敷地の幅員 (メートル)
二〇・〇〇		延長 (メートル)
		備 考